

8 一般介護予防事業

(1) 一般介護予防事業の概要について

総合事業の実施に伴い、現行の二次予防事業と一次予防事業を一般介護予防事業へ再編し、高齢者の年齢や心身の状況等によって区別せずに、地域の実情に応じた効率的・効果的な介護予防の取組を推進します。

ア 介護予防把握事業

地域包括支援センターによる訪問活動や高齢者の見守りに関する事業を活用するなど、支援を要する高齢者（特に「閉じこもり」や「うつ」等、社会との接点が少ない方など）を把握し、介護予防活動につなげる取組を検討していきます。

イ 介護予防普及啓発事業、地域介護予防活動支援事業

(ア) 地域での介護予防活動の拡充

地域介護予防推進センターにより、これまで以上に自主グループ育成をはじめとする「地域介護予防活動支援事業」に重点的に取り組んでいきます。

また、基本チェックリストで「閉じこもり」「認知症」「うつ」に該当する高齢者に対し、社会参加を促し、社会との接点を創出・維持していくために介護予防の観点からどのようなアプローチができるか検討を進めます。

(イ) 地域での介護予防活動の基盤の充実

「高齢者の居場所」については、身近な地域での多様な担い手により設置が進められており、孤立化や閉じこもり等の防止はもとより、通所型サービスを補完する役割も期待できるため、引き続き質的・量的充実を図り、参加者や通いの場の拡大を進めます。

ウ 一般介護予防事業評価事業

体操などを行う住民運営の通いの場の実施状況や介護予防に関するボランティアの育成の状況等について情報収集・整理し、関係者間で情報共有・協議するなど、一般介護予防事業を含む総合事業の評価を行い、今後の総合事業の推進に活用していきます。

エ 地域リハビリテーション活動支援事業

地域における介護予防の取組の機能強化に向け、リハビリテーション専門職が地域課題の協議の場に参画することや、自主グループの育成・活性化のために助言することなどについて、今後、関係団体との協議などを通じて、具体的な事業内容について検討を進めていきます。

(2) 地域介護予防推進センターについて

地域介護予防推進センターは、高齢者の皆様が、介護を必要とせずにいつまでも元気に暮らせるよう、地域における介護予防の拠点として、京都市が、市内12箇所で委託運営している機関です。

ア 対象者

すべての高齢者（ただし、個別の状況（運動制限を受けているなど）により利用できない場合があります。）

イ 内容

- ① 介護予防に関する知識の普及啓発（教室の開催等）
- ② 地域における自主的な介護予防に資する活動の育成・支援

ウ 利用料

原則、無料（ただし、実費相当分の負担がある場合があります。）

エ 地域介護予防推進センターの一覧

センター名	所在地	担当地域	電話番号
北区地域介護予防推進センター	北区鷹峯土天井町54	北区	494-0323
上京区地域介護予防推進センター	上京区小川通今出川下る西入東今町375	上京区	417-4707
左京区地域介護予防推進センター	左京区下鴨上川原町62	左京区	706-6499
中京区地域介護予防推進センター	中京区聚楽廻西町186	中京区	801-0389
東山区地域介護予防推進センター	東山区本町15丁目794	東山区	551-2448
山科区地域介護予防推進センター	山科区竹鼻四丁野町19-4	山科区	583-6205
下京区地域介護予防推進センター	下京区油小路通下魚棚下る油小路町288 井筒堀川ビル1階	下京区	361-1060
南区地域介護予防推進センター	南区唐橋羅城門町30 京都メディックスビル3階	南区	693-6135
右京区地域介護予防推進センター	右京区梅津尻溝町66-1	右京区	864-1084
西京区地域介護予防推進センター	西京区山田平尾町46	西京区	392-7874
伏見地域介護予防推進センター	伏見区大宮町552 OJI コート101号室	伏見区 (本所管内)	612-8156
深草・醍醐地域介護予防推進センター	伏見区深草西浦町5丁目15	伏見区 (深草・醍醐支所管内)	641-2543

9 その他

(1) 総合事業に係るスケジュール【予定】

平成28年

1月 事業者指定手続 開始

平成29年

1月 地域包括支援センター向け説明会（利用者の移行手続等）

2月頃 第2回事業者説明会（報酬の請求方法等）

4月 総合事業開始*

* 現在、「介護予防訪問介護」「介護予防通所介護」のサービスを受けている利用者は、原則として、4月以降の認定更新時等に、順次、総合事業のサービスに移行します。

(2) 質問について

本説明会及び総合事業に関する質問については、FAX又はEメールにて、京都市保健福祉局長寿社会部長寿福祉課にお送りください。

事業者間での情報共有のため、いただいた質問内容と回答は、Q&Aとして本市ホームページに掲載いたします。

質問票送付先

京都市保健福祉局長寿社会部長寿福祉課

FAX : 075-251-1114

Eメール : cyoujyu@city.kyoto.lg.jp

FAX（075-251-1114）又はEメール（cyoujyu@city.kyoto.lg.jp）にて、
京都市保健福祉局長寿社会部長寿福祉課に送付してください。

※ Eメールの場合は、件名に「総合事業に関する質問について」と御記載ください。

京都市介護予防・日常生活支援総合事業

質問票

事業所名			
サービス種別			
御担当者		電話番号	
質問項目	について		

【質問内容】

※ 事業者間での情報共有のため、いただいた質問内容と回答については、Q&Aとして
京都市ホームページに掲載いたします。

（電話での回答はいたしかねますので、御了承ください。）

京都市介護予防・日常生活支援総合事業についてのQ & A

【平成28年11月10日版】

※ 順次、更新予定

1 総合事業の全般にかかる事項

質問項目	質問内容	回答
障害福祉サービスとの併用について	<p>障害のある利用者は、介護保険を利用しながら介護保険制度にはないサービスについて、障害福祉サービスを併用している。</p> <p>総合事業においても、必要が認められれば、障害者福祉サービスの併用は可能か。</p>	<p>これまでの介護保険制度と同様に、総合事業においても、障害福祉サービスと共通するサービスについては総合事業が優先されます。ただし、障害福祉サービス特有のものは介護保険サービスと同様に併給が可能です。</p>
訪問型サービスの指定基準等について	<p>比較的介護度の低い利用者に、台所設備が整った場所に出向いていただき、一緒に調理を行うというサービスを考えている。</p> <p>そこで、</p> <p>①上記のサービスについて、訪問介護事業所としての登録は可能か。</p> <p>②上記のサービスについて、介護報酬を請求することは可能か。</p> <p>③もし、介護報酬の請求が無理な場合は、地域支え合い型ボランティアとしての実施は可能か。</p> <p>④地域支え合い型ボランティアの場合、利用者から食材費などの実費をいただくことは可能か。</p>	<p>①訪問介護に該当しませんので、登録できません。</p> <p>②訪問型サービスで行うサービスについては、これまでの介護予防訪問介護と同様となりますので、居宅以外で行われたサービスは、報酬請求の対象となりません。</p> <p>③④地域支え合い型ボランティアは、高齢者の家庭を訪問して、電球交換や草むしり等の生活支援を行う住民主体の取組に対し、運営経費の一部を補助する仕組みとして創設するものです。事業の詳細については現在、検討しているところです。</p>

2 事業所指定にかかる事項

質問項目	質問内容	回答
定款の記載内容について	<p>総合事業の実施に当たり、法人の定款変更が必要であるとのことだが、現在、介護予防事業をしている法人で目的欄に「第1号事業」の正確な文言記載がない場合は、記載付記の定款変更が必要か。</p>	<p>必要です。</p> <p>なお、介護予防訪問介護又は介護予防通所介護を実施していた法人については、次回更新日までに定款変更の手続きをしてください。</p>
定款の記載内容について	<p>総合事業の実施を定款の事業目的に追加する際、「第1号訪問事業」などと限定列挙するのではなく、「介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業」とし、総合事業を包括したもののとしたいが、差支えないか。</p>	<p>差し支えありませんが、限定的に実施することが明らかな場合は、個別事業を記載されることが望ましいと考えています。</p>

質問項目	質問内容	回答
定款の変更時期について	介護予防・日常生活支援総合事業の申請に伴い、定款はいつまでに変更が必要か。また、定款の提出は必要なのか。	原則として指定申請時までに変更していただく必要があります。なお、特例期間の申請に限り申請に当たっての定款の提出は不要ですが、他のサービスに関して変更届の提出が必要となります。介護予防訪問介護又は介護予防通所介護を実施していた法人については、次回更新日までに定款変更の手続きを進めてください。
指定手続きについて	平成27年3月31日以前から事業を営んでいる事業所の場合、みなし指定が得られるとのことだが、いずれ指定申請を平成30年にはしないといけないならば、今回のタイミングで指定申請を出すことは可能か。	みなし指定を受けていますので、今回指定申請はできません。更新のタイミングに合わせて申請してください。
指定手続きについて	法人内に複数の事業所があり、市内の各事業所では介護予防デイサービスをそれぞれで運営している。 総合事業の「短時間型」「短期集中運動型」のデイサービスへの申請は、その事業所ごとの申請でよい。つまり、法人全体で足並みをそろえるのではなく、各事業所の個別事情等により、申請する事業所、見送る事業所があつてよい。	事業所ごとの指定になります。
訪問型サービスの計画書等について	訪問介護(生活支援型・支えあい型)におけるサービス提供に当たり、個別援助計画書の取扱い、及びモニタリング(評価月)の取扱いに関しては、これまでの介護予防訪問介護と同じ基準で実施することになるのか。	総合事業のサービスにおける個別サービス計画書及びモニタリングに関する基準については、介護予防訪問介護又は介護予防通所介護の場合と同じです。
訪問型サービスの指定基準について	サービス提供責任者と訪問事業責任者は兼務できるのか。 現在、当事業所では常勤のサービス提供責任者が介護保険利用者と障害者福祉サービス利用者合わせて40人以下、非常勤のサービス提供責任者2人(2人で常勤換算1)で介護保険利用者40人以下を担当している。 サービス提供責任者が、全てのサービス(介護保険、総合事業、障害者福祉サービス)利用者、合わせて40人を担当することはできるのか。	一體的に実施する場合は、兼務が可能です。 障害者自立支援法における居宅介護等も含め一體的に実施する場合は、兼務が可能であり、訪問介護、介護型ヘルプサービス及び居宅介護等(重度訪問介護については利用者数が10人以下の場合に限る。)の利用者40人ごとにサービス提供責任者を1人を配置する必要があります。
生活支援型ヘルプサービスの指定基準について	「生活支援型」訪問事業責任者について、「1以上」とあるが、常勤1人(又は常勤換算1)となるのか。常勤でなくても、構わないのか。	常勤である必要があります。

質問項目	質問内容	回答
短時間型通所介護の設備用件について	耐震性の確保の要件については、具体的に何らかの書類が必要か。現行の建物の建築確認書のみでよいか。	昭和56年6月以降着工の建物については、耐震基準を満たすことを検査済証で確認しています。それ以前の建物については、耐震性を証する書類の提出をお願いします。
	トイレは2箇所必要と認識しているが、2箇所とも建物内の異業種の共用トイレでもよいか。	10人当たり1箇所を基準に設置をお願いしています。異業種の共用トイレは認めていません。
短期集中運動型デイサービスの指定基準について	短期集中運動型デイサービスへの参入を検討しているが、 ①サービス計画作成者は常勤でなくても良いか。 ②サービス計画作成者はケアマネージャーや柔道整復師の資格が該当になることはないか。 ③管理者、主任指導員、指導員は各1名ずつ必要か。兼務は可能か。	①常勤である必要があります。 ②該当しません。 ③管理者は兼務が可能ですが、主任指導員、指導員はそれぞれ配置していただく必要があります。
通所型サービスを一體的に実施する場合の指定基準について	通所型サービスの介護予防型・短時間型を通所介護と一体的に実施する場合の人員基準(案)の看護職員は、通所介護及び介護予防型の利用定員が11人以上の場合は専従1以上となっているが、現在、通所介護は提供時間帯を通じて看護職員は密接かつ適切な連携があれば専従する必要がないので、当所では機能訓練加算を算定せず、看護師1名が機能訓練指導員として兼務している。 今後は、通所介護及び介護予防型で専従1となるので、機能訓練指導員としての兼務はできないのか。	現行の基準のとおり単位ごとに専らサービス提供に当たる必要はありますが、サービス提供時間を通じて密接かつ適切な連携が図れる場合には、提供時間を通じて専従する必要はありません。これを満たしていれば兼務は可能です。

3 訪問型サービス・通所型サービスの報酬にかかる事項

質問項目	質問内容	回答
月額(包括)報酬と1回当たり報酬の使い分けについて	基本報酬案において1回当たり報酬があるが、月額(包括)報酬と1回当たり報酬は、どのように使い分けるのか。	報酬については原則包括報酬とし、1回当たり報酬については、1箇月のうちに訪問型サービス内、通所型サービス内で、異なる類型のサービスを組み合わせて利用する場合にのみ使用することとします。組み合わせて利用する場合でも、1月の単位の合計が、高い方のサービスの月額報酬の単位を超えて利用することはできません。なお、日割りを行う事由については、これまでの介護予防訪問介護及び介護予防通所介護と変更はありません。
	訪問介護において、月額(包括)報酬と利用回数による報酬が設定されているが、例えば、月途中で週1回から週2回に変更になった際や、入院等の事由により、これまで日割り計算をしてきたものが、1回当たりの報酬として考えることができるのか。	
	月額(包括)報酬で依頼を受け、月途中に利用者の都合でキャンセル等が発生した場合の算定について、月額(包括)報酬ではなく、利用回数【月額報酬を下回る】での請求になるのか。	
月額(包括)報酬と1回当たり報酬の決定について	月額報酬とするか、1回当たり報酬とするかは、どの段階で決まるのか。	訪問型サービス内、通所型サービス内で、1つのサービスのみ利用するのか、複数のサービスを組み合わせて利用するのかは、介護予防サービス・支援計画表の作成時において決定します。
サービスを組み合わせて利用する場合について	サービスを組み合わせて利用する場合、2箇所の異なる指定事業所を利用することは可能か。	月額報酬については、異なる指定事業所が報酬算定を行うことはできませんが、1箇月のうちに訪問型サービス内、通所型サービス内で、異なる類型のサービスを組み合わせて利用する場合で、1つの指定事業所でサービス提供が困難な場合は、異なる指定事業所がそれぞれ1回当たりの報酬算定を行うことは可能と考えております。
提供表等の取扱いについて	介護予防居宅介護支援の訪問によるモニタリングが3箇月に1回であったこと、及び介護予防訪問介護の報酬が月額報酬のみであったことから、介護予防居宅介護支援事業所からの提供表の送付を簡素化して取扱いが行われてきたところである。総合事業では、包括報酬及び1回当たり報酬の設定もあり、利用回数による報酬体系においては、一部混乱も見られることが予測される。 総合事業における、提供表の取扱いについて検討されていることがあれば、お示しいただきたい。	介護予防支援においては、サービス利用票及びサービス利用票別表の交付は必須ではなく、便宜上、介護予防サービス・支援計画書の「期間」欄に利用の曜日等を記入する方法が、京都府から推奨されているところです。 総合事業の原則的な介護予防ケアマネジメント(ケアマネジメントA)についても、介護予防支援と同じ取扱いとする予定です。

4 介護予防ケアマネジメントにかかる事項

質問項目	質問内容	回答
介護予防ケアマネジメントに係る報酬について	指定介護予防支援から、第1号介護予防支援事業に変わった場合、初回加算は算定できるのか。	初回加算の算定については、次のような場合に算定できます。 ①新規に介護予防ケアマネジメント計画を作成した場合 ②要介護者が、要支援者又は事業対象者となった際に介護予防ケアマネジメントを実施する場合 そのため、要支援者に対して行った介護予防支援から介護予防ケアマネジメントに変更となった場合は、初回加算の算定対象となりません。（「介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン案」についてのQ&A平成27年1月9日版問13参照）
通所型サービスの計画書について	総合事業での通所型サービスを利用の際には、（現在の介護予防通所介護と同じように）地域包括支援センター担当者作成のケアプランに沿った、「介護予防通所介護計画書」のようなものは必要になるのか。 その名称や書式は、今のものと同じでよいのか。	総合事業でも個別サービス計画書の作成を義務付けます。様式については、現行の介護予防通所介護計画書等と同じもので構いません。

5 一般介護予防事業にかかる事項

質問項目	質問内容	回答
一般介護予防事業について	説明会資料で、短期集中運動型等の通所型サービス(案)には管理者や指導員等の人員に関する規定があるが、一般介護予防事業で実施される地域介護予防推進センターについての人員等に関する規定については記載がない。規定が決定している場合は、御教示いただきたい。	地域介護予防推進センターにおける事務員兼コーディネーターの人員配置基準については、現時点では現行の基準に基づき運用していくと考えております。 また、同センターで実施している二次予防事業については、総合事業の趣旨を踏まえたうえで、実施の可否等を含め検討を進めていくとともに、同センターの一次予防事業の人員配置については、二次予防事業の検討状況等を踏まえたうえで検討していきます。